

「組合員の運転士・車掌業務不適格とした医適」 に関する申し入れに対する団交開催!

2月5日、本部と本社で上記の団交が開催されました。

これは、大阪第二運輸所の組合員が目の点眼治療をしていることをもって、会社から昨年9月に会社の産業医の判断を基に運転士・車掌業務の乗務不適格を告げられたことに対して申し入れをしていました。

この団交で会社は不当で極めて理不尽な回答をしてきました。

組合員は、2021年の会社の定期健康診断の間診で、本人のかかりつけの病院の主治医から予防のために勧められていた点眼治療について正直に申告していました。

そして、4年間何ら問題なかったにも関わらず、65歳の退職まで残り半年となった昨年8月に突然、会社からJRセントラル病院での検査を指示されました。本来、定期健康診断を行い、その結果に基づいて検査指示となりますが、異例の対応でした。

検査後も何ら問題なく乗務していましたが、検査後約1ヶ月経過した9月22日に現場の管理者から電話で乗務不適格を告げられ、翌日から日勤となりました。

そして9月30日、組合員は当該の産業医と面談を行い、その中で組合員は乗務不適格の具体的な根拠や数値を聞きましたが、産業医からは検査結果の開示は全くなく、ただ単に「産業医の判断」を繰り返すだけで、本人の納得のいかない説明に終始しました。

会社はこの団交で「産業医が検査結果を見て総合的に判断した」と事実を隠すような言い訳を述べました。

結果的に組合員の退職を早め、職場から放逐する恣意的な判断であり、不当で極めて理不尽な回答と言わざるを得ません!!